

地域産業6次化ステップアップ強化事業 売れる6次化商品づくり実践事業（ハード事業）

令和8年度事業実施計画書 募集要領

【申請書受付期間】 第1回：令和8年5月29日（金）12時まで
第2回：令和8年6月26日（金）12時まで
第3回：令和8年8月28日（金）12時まで

※応募状況により、第2回の申請を受付ない場合や追加募集を行う場合があります。

I 制度の概要

1 目的

東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組んできた本県農林水産業が、地域に根ざした基幹産業としてさらに歩みを進めるためには、既存の枠組みを超えて、6次産業化の推進や2次産業、3次産業との異業種間連携等が必要です。

福島県では、農林漁業者等が異業種と密接に連携して行う競争力ある新商品の製造に取り組む体制づくりや、県産農林水産物の積極的な利活用を支援し、もって本県地域産業の活性化に資することを目的として補助金交付事業を実施します。

2 募集期間

第1回：令和8年5月29日（金）12時まで（必着）

第2回：令和8年6月26日（金）12時まで（必着）

第3回：令和8年8月28日（金）12時まで（必着）

3 対象者

福島県内に本拠を置く農林漁業者等で、法人格を有する者又は認定農業者、認定新規就農者である者

※「農林漁業者等」とは、農業者、林業者、漁業者、農業者を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行う者をいいます。

※「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）に規定する認定農業者をいいます。本事業の対象となる法人格を有しない認定農業者については、本補助事業が農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に基づく場合に限ります。

※「認定新規就農者」とは、市町村長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第14条の4に規定する認定を受けた者をいいます。本事業の対象となる法人格を有しない認定新規就農者については、本補助事業が農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に基づく場合に限りま

※本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 対象事業及び対象経費

（1）対象事業及び対象経費は、別表1のとおりとします。

（2）補助金の交付決定日の属する年度の2月19日（金）までに納品及び支払が完了しない経費は対象経費から除きます。

5 1 補助対象事業者当たりの補助金の額、補助率

（1）補助額 75万円以上300万円以内

(2) 補助率 補助対象経費の1/2以内

6 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から事業計画に基づく最短の期間とし、最長でも当該年度の2月19日(金)までとします。

7 補助事業完了後の実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書を提出しなければなりません。

8 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払を証明する書面(領収書等)を確認し、補助金を支払います。

補助金は、支払が完了した経費について精算払で交付することを原則としますが、事業の進捗及び必要性を考慮し、概算払を行う場合があります。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の完了までの間に、補助事業の内容、補助事業等に要する経費の配分若しくは補助金交付申請額に変更が生じる場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者としての注意をもって管理するとともに、その財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間は、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。
- (3) 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 補助事業の遂行に関して、計画どおりに事業が進められない場合など問題が発生した場合は、すみやかに相談してください。

10 選定方法

- (1) 書面、ヒアリング、現地調査等により、対象要件の確認を行った後、審査委員会にて審査を行い、選定します。

なお、申請を希望する方は、最寄りの「Ⅱ 2 問合せ先」のふくしま地域産業6次化サポートセンターの地区担当者へ御相談ください。

また、ヒアリング方法は対面のほか、オンラインとする場合があります。

(2) 選定に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、実施計画書作成の際に、御留意ください。

- ① 事業実施主体の運営能力・実施能力
- ② 事業実施計画の新規性・将来性
- ③ 地域経済への波及効果

1 1 採択までのスケジュール（予定）

申請締切	採択・不採択通知	事業実施
令和8年5月29日（金）	令和8年7月上旬（予定）	交付決定から 令和9年2月19日（金） の間に実施
令和8年6月26日（金）	令和8年8月上旬（予定）	
令和8年8月28日（金）	令和8年9月下旬（予定）	

※ 交付決定を受けてからでないと事業に着手できません。

Ⅱ 申請に必要な書類等

1 提出書類

- (1) 事業実施計画認定申請書（別記様式1）
- (2) 事業実施計画書（別記様式2）
- (3) 添付資料

①	法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書） （申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。個人の場合を除く）
②	認定農業者にあつては農業改善計画書及び認定を証するものの写し
③	認定新規就農者にあつては青年等就農計画認定申請書及び認定を証するものの写し
④	本事業で開発する商品に係る製造許可等の写し
⑤	過去2期分の決算書
⑥	過去2期分の事業報告書（様式任意・事業内容が分かるもの）
⑦	本補助事業で生産する商品の過去2年分の製造・販売実績が分かる書類 （任意様式・新商品である場合には添付不要）
⑧	県税納税証明書 （未納の無い証明。福島県各地方振興局県税部が申請時から1ヶ月以内に発行したもの）
⑨	暴力団排除に関する誓約書（別記様式3）
⑩	事業実施予定場所の位置図及び機械配置図
⑪	機械、器具及び備品等の設備に係る見積書等 （十分な有効期間を有し、2社以上から取得すること）
⑫	消費税の課税事業者届出（別記様式5）
⑬	その他知事が必要と認める書類（策定された事業計画書など）

※ 提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 提出書類の様式は「福島県農林企画課」のホームページからダウンロードできます。

※ 提出前に記載内容を再度確認の上、提出してください。

2 問合せ先

申請を希望する方は、ふくしま地域産業6次化サポートセンターの地区担当者へ御相談をお願いします。

(1) 県北・相馬担当 企画推進員 須貝

電話：080-9250-1303

メール：6r@life-role.jp

住所：〒960-8042

福島市荒町4-7

福島県再生可能エネルギー合同ビル2階

(株式会社ライフロール内)

(2) 県中・県南担当 企画推進員 鈴木

電話：080-9259-4345

メール：6v@life-role.jp

住所：〒963-0115

郡山市南1丁目94番地

福島県郡山合同庁舎内

県中農林事務所 企画部地域農林企画課内

(3) 会津・南会津担当 企画推進員 目黒

電話：070-4815-7482

メール：6x@life-role.jp

住所：〒965-0873

会津若松市追手町7-5

福島県会津若松合同庁舎内

新館2階ミーティングルーム

(4) いわき・南相馬・双葉担当 企画推進員 佐藤

電話：080-9250-2109

メール：6h@life-role.jp

住所：〒970-8026

いわき市平梅本15番地

福島県いわき合同庁舎内

いわき農林事務所 企画部地域農林企画課内

3 提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農林企画課（担当：副主査 阿部）

電話：024-521-8041

E-mail：Kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp

4 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、申請者あてにお知らせします。

別表 1

事業区分	事業実施主体	事業内容	補助対象経費
売れる 6 次化商品づくり実践事業	福島県内に本拠を置く農林漁業者等(*1)で、法人格を有する者又は申請時において認定農業者(*2)である者、認定新規就農者である者(*3)。	県産農林水産物を活用した新商品を自ら生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等を整備する事業	(1) 左記商品を生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等の整備に要する費用（建物及びその附帯設備を除く） (2) 上記(1)の加工機械と一体的に使用する備品等（単なる消耗品を除く）

(*1) 農林漁業者等：農業者、林業者、漁業者、農業者等を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行う者をいう。

(*2) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）に規定する認定農業者である者をいう。ただし、認定農業者であって法人格を有しない者については、本事業が農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に基づく場合に限る。

(*3) 認定新規就農者：市町村長から農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 14 条の 4 に規定する認定を受けた者をいう。ただし、認定新規就農者であって法人格を有しない者については、本事業が農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に基づく場合に限る。

事業全体の流れ

